

1. 法曹養成研修生学習室の利用について

法曹養成研修生学習室として利用できる部屋およびその利用条件は次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、状況によっては以下の学習室の利用を制限する場合もあります。

法曹養成研修生学習室		主な用途	利用条件等
①	法学部棟 6 階 601、602、607、610、611 号室	自習用	2025 年度後期に修了した法曹養成研修生 <u>なお、一部の方には 603～605、606 号室 を利用していくだく可能性があります</u>
A	法学部棟 11 階 711A 号室	演習用	
②	法学部棟 6 階 603～605、606 号室	自習用	法曹養成研修生一般
B	法学部棟 11 階 711B 号室	演習用	

※使用する部屋については変更の可能性があります。

【注意事項】

- (1) 貴重品の管理はご自身で行ってください。
- (2) 座席について
 - ・法曹養成研修生一般の方(継続申請をされる方)は、原則、席の移動はありません。
 - ・607、610、611 号室を自習室として利用している 3 年生が研修生の申込をした場合は、そのお席をそのまま利用していただきます。
 - ・上記以外の 3 年生で研修生の申込をした場合は 601、602 号室を利用していただきます。
 - 座席は研修生として付与される学籍番号順に割り当てていきます。座席の変更は双方合意であれば可能です。

2. ロッカーの利用について

法学部棟 6 階 601、602 号室のロッカーは、法学部棟 1 階にあり、法学部棟 6 階 603～607 号室のロッカーは、法曹養成研修生学習室内にあります。

なお、610、611 号室にはロッカーはありません。